

平成 2 8 年 6 月市議会定例会提出予定案件

(諮 問)

- 1 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
- 2 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
- 3 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
- 4 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて

(議 案)

- 1 茨木市公平委員会委員選任につき同意を求めることについて
- 2 茨木市有功者を定めることについて
- 3 茨木市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正について
- 4 茨木市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税及び都市計画税の課税の特例に関する条例の一部改正について
- 5 茨木市附属機関設置条例の一部改正について
- 6 茨木市こどもの医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 7 茨木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 8 茨木市立幼稚園条例の一部改正について
- 9 茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について
- 10 茨木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 11 工事請負契約締結について（市道総持寺駅前線道路改良工事（その 2））
- 12 動産（はしご付消防自動車）取得について
- 13 動産（消防ポンプ自動車）取得について
- 14 動産（救急自動車）取得について
- 15 平成 28 年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第 1 号）

- 16 平成 28 年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 17 平成 28 年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 18 平成 28 年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

（報 告）

- 1 茨木市事務報告について
- 2 市長の専決処分事項の指定に係る報告について
- 3 平成 27 年度茨木市土地開発公社事業実績及び決算の報告について
- 4 平成 27 年度一般財団法人茨木市保健医療センター事業実績及び決算の報告について
- 5 平成 27 年度公益財団法人茨木市文化振興財団事業実績及び決算の報告について
- 6 平成 27 年度一般社団法人茨木市観光協会事業実績及び決算の報告について
- 7 平成 28 年度茨木市土地開発公社事業計画及び予算の報告について
- 8 平成 28 年度一般財団法人茨木市保健医療センター事業計画及び予算の報告について
- 9 平成 28 年度公益財団法人茨木市文化振興財団事業計画及び予算の報告について
- 10 平成 28 年度一般社団法人茨木市観光協会事業計画及び予算の報告について
- 11 平成 27 年度下半期大阪府茨木市下水道等事業業務状況報告について
- 12 平成 27 年度下半期大阪府茨木市水道事業業務状況報告について
- 13 平成 27 年度大阪府茨木市一般会計繰越明許費繰越計算書報告について
- 14 平成 27 年度大阪府茨木市一般会計事故繰越し繰越計算書報告について
- 15 平成 27 年度大阪府茨木市下水道等事業会計予算繰越計算書報告について
- 16 平成 27 年度大阪府茨木市水道事業会計予算繰越計算書報告について

諮問第2号	人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
○ 現委員	う え だ ち づ こ 上 田 千 津 子
○ 任 期	平成28年12月31日任期満了 初就任 平成10年3月1日就任 6期目（任期3年）
○ 選任予定者	
諮問第3号	人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
○ 現委員	わ た な べ ふ く こ 渡 邊 福 子
○ 任 期	平成28年12月31日任期満了 初就任 平成19年10月1日就任 3期目（任期3年）
○ 選任予定者	
諮問第4号	人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
○ 現委員	あ だ ち と み お 安 達 富 夫
○ 任 期	平成28年12月31日任期満了 初就任 平成23年1月1日就任 2期目（任期3年）
○ 選任予定者	
諮問第5号	人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
○ 現委員	た ば た た か し 田 畑 敬
○ 任 期	平成28年12月31日任期満了 初就任 平成23年1月1日就任 2期目（任期3年）
○ 選任予定者	

議案第 40 号	茨木市公平委員会委員選任につき同意を求めることについて
○ 現委員 やま した ゆき お 山下 幸雄 ○ 任 期 平成 2 8 年 7 月 3 1 日任期満了 初就任 平成 8 年 8 月 1 日就任 5 期（任期 4 年） ○ 選任予定者	
議案第 41 号	茨木市有功者を定めることについて
○ 茨木市有功者表彰条例第 2 条第 1 項第 3 号の規定に基づく提案 ○ 前茨木市副市長 そ わ とし ゆき 楚 和 敏 幸 ○ 在任期間 平成 2 4 年 5 月 1 1 日～平成 2 8 年 5 月 1 0 日（4 年）	
議案第 42 号	茨木市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正について
○ 非常勤嘱託員の通勤費用の支給等に伴う所要の改正 ・ 主な改正内容 非常勤嘱託員（1 週間の勤務時間が 2 9 時間（常勤職員の 4 分の 3 を基準））の通勤費用を費用弁償として支給する規定を追加するとともに、報酬額を改定する。 ①費用弁償の支給 - ア 交通機関利用者 1 か月の通勤に要する運賃等の額に相当する額（上限 55,000 円） - イ 交通用具利用者 通勤距離に応じた額 ②報酬月額額の改定 3,000 円を減額 ・ 施 行 日 平成 2 8 年 7 月 1 日	

議案第 43 号	茨木市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税及び都市計画税の課税の特例に関する条例の一部改正について	
○ 大阪府条例に規定される特区税制改正に伴う所要の改正		
[成長産業特区における優遇税制]		
府・市が指定する成長産業特別集積区域に進出し、成長産業事業計画の認定を受け、新エネルギー分野等の事業を行った場合、対象税目において優遇が受けられる制度		
・ 主な改正内容		
大阪府条例との整合を図るため、引用条項及び文言等の整理を行う。		
＜府条例の主な改正内容＞		
府改正の内容	現行	追加の内容
認定期間	平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで	平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで
対象区域	特区法に規定する国際戦略総合特別区域で府規則の指定する区域 ⇒ 北大阪（彩都西部、循環器病センター）、大阪駅周辺、舞洲・咲洲、関空等	現行特区税制対象区域に加え、府が定めた要件に合致する区域を新たに追加 ・ 府が成長産業の集積を図る区域であり、集積の中心となる研究開発施設等があること ・ 地元の市等が府と同程度の優遇制度を講じる等の取組を促進していること ・ 概ね 1 h a 以上の一体の区域であること
対象事業	・ 新エネルギー分野（太陽光・風力等、スマートコミュニティ、省エネ機器等） ・ ライフサイエンス分野（医薬品・医療機器、再生医療等） ・ それらを支援する事業（国際貨物等）	今後活用が拡大していく新エネルギー分野や、超高齢化社会の進展に伴い市場が拡大しているライフサイエンス分野を追加 ・ 新エネルギー分野（水素関連事業） ・ ライフサイエンス分野（健康関連事業）
・ 施 行 日 公布の日		

議案第 44 号	茨木市附属機関設置条例の一部改正について
○ 附属機関の名称変更等に伴う所要の改正 ・ 改正の内容 ① 名称の変更 茨木市地域福祉推進審議会 ↓ 茨木市総合保健福祉審議会 ② 担任する事務の変更 地域福祉の推進に関する施策に係る総合的な事項についての審議に関する事務 ↓ 保健福祉に係る総合的な施策の推進に関する事項についての調査審議に関する事務 ・ 施 行 日 平成 2 8 年 7 月 1 日	
議案第 45 号	茨木市こどもの医療費の助成に関する条例の一部改正について
○ こどもの医療費助成制度の拡充に伴う所要の改正 ・ 改正内容 こどもの養育者（3 歳から 1 2 歳〔1 2 歳到達後最初の 3 月 3 1 日〕まで）について所得制限を撤廃する。 ・ 施 行 日 平成 2 8 年 1 2 月 1 日	

議案第 46 号	茨木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について																		
○ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正等に伴う所要の改正 ・ 主な改正内容 小規模保育事業所 A 型、保育所型事業所内保育事業所の配置基準 ① 保育士の最低配置基準が 2 人となる場合、そのうちの 1 人は、保育士と同等の知識及び経験を有する者を可と規定 ② 8 時間を超えて開所することにより、最低配置基準以上に保育士の配置が必要となる場合 3 分の 1 を超えない範囲内で保育士と同等の知識及び経験を有する者の配置を可と規定 ③ 小学校教諭・幼稚園教諭等を 3 分の 1 を超えない範囲内で、保育士とみなし活用可と規定 ・ 施 行 日 公布の日																			
議案第 47 号	茨木市立幼稚園条例の一部改正について 18～20 頁参照																		
○ 市立幼稚園の認定こども園化の実施等に伴う所要の改正 〔認定こども園化する幼稚園〕 茨木・福井・西・太田・水尾 ・ 主な改正内容 <table border="0"> <tr> <td>① 定員数の変更</td><td>・ 該当園の 4 歳・5 歳児の定員の変更</td></tr> <tr> <td></td><td>・ その他の園について、現状の利用に合わせた定員の変更</td></tr> <tr> <td>② 名称等の変更</td><td>・ 該当園の名称を変更（茨木幼稚園→認定こども園茨木幼稚園 等）</td></tr> <tr> <td></td><td>・ 3 歳児が入園可能になる旨及びその定員を規定</td></tr> <tr> <td>③ 保育時間及び休業日</td><td>・ 該当園に在園する 2 号認定園児の保育時間及び休業日を規定</td></tr> <tr> <td>④ 延長保育</td><td>・ 該当園において 2 号認定園児の延長保育が可能な旨を規定</td></tr> <tr> <td>⑤ 途中入園</td><td>・ これまで 8 月末までの入園許可を原則としていたが、年度途中入園を許可するよう変更</td></tr> </table> ・ 施 行 日 ⑤ 公布の日 <table border="0"> <tr> <td>①</td><td>平成 2 8 年 7 月 1 日</td></tr> <tr> <td>②、③、④</td><td>平成 2 9 年 4 月 1 日</td></tr> </table>		① 定員数の変更	・ 該当園の 4 歳・5 歳児の定員の変更		・ その他の園について、現状の利用に合わせた定員の変更	② 名称等の変更	・ 該当園の名称を変更（茨木幼稚園→認定こども園茨木幼稚園 等）		・ 3 歳児が入園可能になる旨及びその定員を規定	③ 保育時間及び休業日	・ 該当園に在園する 2 号認定園児の保育時間及び休業日を規定	④ 延長保育	・ 該当園において 2 号認定園児の延長保育が可能な旨を規定	⑤ 途中入園	・ これまで 8 月末までの入園許可を原則としていたが、年度途中入園を許可するよう変更	①	平成 2 8 年 7 月 1 日	②、③、④	平成 2 9 年 4 月 1 日
① 定員数の変更	・ 該当園の 4 歳・5 歳児の定員の変更																		
	・ その他の園について、現状の利用に合わせた定員の変更																		
② 名称等の変更	・ 該当園の名称を変更（茨木幼稚園→認定こども園茨木幼稚園 等）																		
	・ 3 歳児が入園可能になる旨及びその定員を規定																		
③ 保育時間及び休業日	・ 該当園に在園する 2 号認定園児の保育時間及び休業日を規定																		
④ 延長保育	・ 該当園において 2 号認定園児の延長保育が可能な旨を規定																		
⑤ 途中入園	・ これまで 8 月末までの入園許可を原則としていたが、年度途中入園を許可するよう変更																		
①	平成 2 8 年 7 月 1 日																		
②、③、④	平成 2 9 年 4 月 1 日																		

議案第 48 号	茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について 18～20 頁参照
○ 市立幼稚園の認定こども園化の実施に伴う所要の改正 ・主な改正内容 ①延長保育料及び主食費用を定める規定に、市立認定こども園を追加 ②市立認定こども園における給食費及び間食費を規定 ③市立認定こども園における預かり保育料を規定 ④日額の区分による延長保育料、給食費等及び預かり保育料の納期に関するただし書を追加 ⑤預かり保育拡充モデル事業の実施期間を「当分の間」から「平成30年3月31日までの間」に変更 ・施行日 ④ 公布の日 ①、②、③、⑤ 平成29年4月1日	
議案第 49 号	茨木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
○ 学校教育法の改正に伴う所要の改正 ・改正内容 放課後児童支援員の要件に、「義務教育学校（小中一貫教育を実施する学校）」の教諭となる資格を有する者を追加する。 ・施行日 公布の日	
議案第 50 号	工事請負契約締結について（市道総持寺駅前線道路改良工事（その2）） 21 頁参照
○ 契約の方法 一般競争入札 ○ 契約の金額 644,907,960円 ○ 契約の相手方 茨木市上穂積二丁目6番5号 株式会社 ^{ばん ば} 馬場建設 代表取締役 ^{ばん ば たか し} 馬場孝志 ○ 工事場所 茨木市庄二丁目ほか地内 ○ 工事内容 施工延長 L＝460.0m 道路土工、排水工、縁石工、函渠工、舗装工、防護柵工、構造物撤去工、区画線工 各一式 ○ 工事完了予定日 平成29年12月28日	

議案第 51 号	動産（はしご付消防自動車）取得について
○ 契約の方法 指名競争入札 ○ 取得の金額 193,968,000円 ○ 取得の相手方 兵庫県三田市テクノパーク2番地の3 株式会社 モリタ 関西支店 支店長 ごう だ つとむ 合 田 努 ○ 取得の物件及び目的 ・ 物件 はしご付き消防自動車 ・ 目的 現在、下井分署に配置しているはしご付き消防自動車について、経年劣化が進んでいることや、自動車NOX・PM法の規制に該当する車両であることから更新する。	
議案第 52 号	動産（消防ポンプ自動車）取得について
○ 契約の方法 指名競争入札 ○ 取得の金額 40,716,000円 ○ 取得の相手方 兵庫県三田市テクノパーク2番地の3 株式会社 モリタ 関西支店 支店長 ごう だ つとむ 合 田 努 ○ 取得の物件及び目的 ・ 物件 消防ポンプ自動車 ・ 目的 現在、下井分署に配置している消防ポンプ自動車について、経年劣化が進んでいることや、多様化する火災事案に対する消防体制を充実強化するため、圧縮空気泡消火装置を積載した消防ポンプ自動車に更新する。	
議案第 53 号	動産（救急自動車）取得について
○ 契約の方法 指名競争入札 ○ 取得の金額 21,006,000円 ○ 取得の相手方 大阪市此花区北港一丁目4番64号 大阪トヨペット 株式会社 法人営業部 部長 か どう みつ ゆき 加 藤 光 行 ○ 取得の物件及び目的 ・ 物件 救急自動車 ・ 目的 現在、山手台分署に配置している救急自動車について、経年劣化が進んでいることから更新する。	

議案第 54 号	平成 28 年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第 1 号）		
○ 補正額 1,223,177 千円（補正後 87,723,177 千円－補正前 86,500,000 千円）			
(歳入)		(歳出)	
・市税	499,764 千円	・人件費	△3,312 千円
・国庫支出金	194,483 千円	・物件費	212,405 千円
・府支出金	7,060 千円	・扶助費	28,704 千円
・寄附金	15,000 千円	・補助費等	175,567 千円
・繰入金	9,500 千円	・投資的経費	804,185 千円
・諸収入	1,370 千円	・その他の経費	5,628 千円
・市債	496,000 千円		
・債務負担行為補正			
(追加) 資源活用・地域経済活性化実態調査事業			5,000 千円
議案第 55 号	平成 28 年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）		
○ 補正額 208 千円（補正後 34,450,290 千円－補正前 34,450,082 千円）			
(歳入)		(歳出)	
・繰入金	208 千円	・保健事業費	208 千円
議案第 56 号	平成 28 年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）		
○ 補正額 9,252 千円（補正後 3,393,846 千円－補正前 3,384,594 千円）			
(歳入)		(歳出)	
・繰入金	5,383 千円	・総務費	9,252 千円
・諸収入	3,869 千円		
議案第 57 号	平成 28 年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）		
○ 補正額 37 千円（補正後 16,963,493 千円－補正前 16,963,456 千円）			
(歳入)		(歳出)	
・繰入金	37 千円	・総務費	37 千円
		・地域支援事業費	－
		介護予防・生活支援サービス事業費	△201 千円
		一般介護予防事業費	201 千円

報告第 1 号	茨木市事務報告について
○ 平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月における事務執行状況の報告	
報告第 2 号	市長の専決処分事項の指定に係る報告について
○ 平成 27 年度における地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定（平成 17 年 3 月 25 日議員発第 5 号議決）に係る損害賠償額の決定及びこれに伴う和解並びに目的物の価格が 1,000,000 円以下の訴えの提起及び和解について、同条第 2 項の規定による専決処分の報告	
・ 専決処分件数 21 件	
報告第 3 号	平成 27 年度茨木市土地開発公社事業実績及び決算の報告について
○ 地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定による経営状況の報告	
報告第 4 号	平成 27 年度一般財団法人茨木市保健医療センター事業実績及び決算の報告について
○ 地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定による経営状況の報告	
報告第 5 号	平成 27 年度公益財団法人茨木市文化振興財団事業実績及び決算の報告について
○ 地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定による経営状況の報告	
報告第 6 号	平成 27 年度一般社団法人茨木市観光協会事業実績及び決算の報告について
○ 地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定による経営状況の報告	

報告第 7 号	平成 28 年度茨木市土地開発公社事業計画及び予算の報告について
○ 地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定による経営状況の報告	
報告第 8 号	平成 28 年度一般財団法人茨木市保健医療センター事業計画及び予算の報告について
○ 地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定による経営状況の報告	
報告第 9 号	平成 28 年度公益財団法人茨木市文化振興財団事業計画及び予算の報告について
○ 地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定による経営状況の報告	
報告第 10 号	平成 28 年度一般社団法人茨木市観光協会事業計画及び予算の報告について
○ 地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定による経営状況の報告	
報告第 11 号	平成 27 年度下半期大阪府茨木市下水道等事業業務状況報告について
○ 平成 2 8 年 3 月 3 1 日現在の業務状況の報告	
報告第 12 号	平成 27 年度下半期大阪府茨木市水道事業業務状況報告について
○ 平成 2 8 年 3 月 3 1 日現在の業務状況の報告	

報告第 13 号	平成 27 年度大阪府茨木市一般会計繰越明許費繰越計算書報告について	
○ 地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定による繰越明許費繰越計算書の報告		
事業名	繰越額	財源内訳
提案公募型公益活動 補助業	900,000 円	未収入特定財源 ・ 国庫支出金 900,000 円
		一般財源 0 円
連携マッチングボード 作成事業	1,728,000 円	未収入特定財源 ・ 国庫支出金 556,000 円
		一般財源 1,172,000 円
情報セキュリティ強化 対策事業	52,873,000 円	未収入特定財源 ・ 国庫支出金 25,050,000 円
		一般財源 27,823,000 円
一時避難地防災機能 強化事業	67,800,000 円	未収入特定財源
		・ 国庫支出金 21,500,000 円
		・ 地方債 21,500,000 円
一般財源 24,800,000 円		
年金生活者等支援臨時 福祉給付金・臨時福祉 給付金給付事業	98,496,000 円	未収入特定財源
		・ 国庫支出金 98,496,000 円
		一般財源 0 円
高齢者活動支援セン ター運営等事業	32,100,000 円	一般財源 32,100,000 円
高齢者支え合いネット ワーク構築事業	1,109,000 円	一般財源 1,109,000 円
いきいき交流広場活動 支援事業	18,462,000 円	一般財源 18,462,000 円

事業名	繰越額	財源内訳
子ども・子育て支援 システム改修事業	2,484,000 円	未収入特定財源 ・国庫支出金 1,000,000 円
		一般財源 1,484,000 円
私立保育所等建設補助 事業	567,113,000 円	未収入特定財源 ・国庫支出金 449,552,000 円
		一般財源 117,561,000 円
児童扶養手当システム 構築事業	25,224,750 円	一般財源 25,224,750 円
小売店舗改築（改装） 補助事業	4,000,000 円	未収入特定財源 ・国庫支出金 4,000,000 円
		一般財源 0 円
創業支援事業	9,903,000 円	未収入特定財源 ・国庫支出金 9,903,000 円
		一般財源 0 円
産学連携スタート アップ支援事業	12,000,000 円	未収入特定財源 ・国庫支出金 12,000,000 円
		一般財源 0 円
産学連携交流促進事業	970,000 円	未収入特定財源 ・国庫支出金 970,000 円
		一般財源 0 円
民間建築物耐震対策 推進事業	23,772,000 円	未収入特定財源 ・国庫支出金 9,505,000 円
		一般財源 14,267,000 円
阪急茨木市駅西口駅前 周辺整備事業	9,080,000 円	未収入特定財源 ・国庫支出金 4,000,000 円
		一般財源 5,080,000 円

事業名	繰越額	財源内訳
山麓線整備事業	46,839,360 円	未収入特定財源 ・国庫支出金 17,754,000 円 一般財源 29,085,360 円
鉄道施設耐震補強補助事業	4,550,000 円	一般財源 4,550,000 円
私立幼稚園就園奨励費補助金システム改修事業	4,876,200 円	未収入特定財源 ・国庫支出金 2,426,000 円 一般財源 2,450,200 円
小学校営繕事業（補助分）	202,186,000 円	未収入特定財源 ・国庫支出金 34,180,000 円 ・地方債 158,800,000 円 一般財源 9,206,000 円
中学校営繕事業（補助分）	337,943,000 円	未収入特定財源 ・国庫支出金 48,443,000 円 ・地方債 203,700,000 円 一般財源 85,800,000 円
農林業施設災害復旧事業	36,261,840 円	未収入特定財源 ・国庫支出金 23,654,741 円 ・その他 10,700,393 円 一般財源 1,906,706 円
合 計	1,560,671,150 円	未収入特定財源 ・国庫支出金 763,889,741 円 ・地方債 384,000,000 円 ・その他 10,700,393 円 一般財源 402,081,016 円

報告第 14 号	平成 27 年度大阪府茨木市一般会計事故繰越し繰越計算書報告について		
○ 地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定による事故繰越し繰越計算書の報告			
事業名	繰越額	財源内訳	
市史編さん事業	10,357,200 円	一般財源	10,357,200 円
合 計	10,357,200 円	一般財源	10,357,200 円

報告第 15 号	平成 27 年度大阪府茨木市下水道等事業会計予算繰越計算書報告について		
○ 地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定による予算繰越計算書の報告			
〔建設改良費〕（地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による繰越）			
事業名	繰越額	財源内訳	
車作第 1 工区工事負担金	3,200,000 円	未収入特定財源 ・ 企業債	3,200,000 円
目垣排水区第 2 工区築造工事ほか	123,500,000 円	未収入特定財源 ・ 国庫支出金 ・ 企業債	41,000,000 円 82,500,000 円
合 計	126,700,000 円	未収入特定財源 ・ 国庫支出金 ・ 企業債	41,000,000 円 85,700,000 円

○ 地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定による予算繰越計算書の報告

〔建設改良費〕（地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による繰越）

事業名	繰越額	財源内訳
山手台送水ポンプ場ほか実施設計業務委託	29,710,000 円	損益勘定留保資金 3,771,029 円 工事負担金 25,938,971 円
庄二丁目 φ 200mm ～ φ 100mm 水道管布設工事	28,200,000 円	損益勘定留保資金 28,200,000 円
合 計	57,910,000 円	損益勘定留保資金 31,971,029 円 工事負担金 25,938,971 円

〔営業費用〕（地方公営企業法第 26 条第 2 項ただし書きの規定による事故繰越）

事業名	繰越額	財源内訳
庄二丁目 φ 200mm ～ φ 100mm 水道管布設工事	1,300,000 円	受託工事収益 1,300,000 円
合 計	1,300,000 円	受託工事収益 1,300,000 円

「市立幼稚園条例(※1)」「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例(※2)」の主な改正内容

◆児童の認定区分

- 1号認定・・・3～5歳児で、教育部分（幼稚園、認定こども園）を利用
- 2号認定・・・3～5歳児で、保育部分（保育所、認定こども園）を利用
- 3号認定・・・0～2歳児で、保育部分（保育所、認定こども園等）を利用

1 認定こども園化する幼稚園の名称の変更(※1)

認定こども園化する5園の幼稚園の名称を下記のように変更

現行	変更後
茨木幼稚園	認定こども園茨木幼稚園
福井幼稚園	認定こども園福井幼稚園
西 幼稚園	認定こども園西 幼稚園
太田幼稚園	認定こども園太田幼稚園
水尾幼稚園	認定こども園水尾幼稚園

2 定員の変更(※1)

次のとおり定員を変更

- ・認定こども園：3歳児及び2号認定の子どもの受入のための変更
- ・その他の園：現状の実態に合った定員に見直すための変更

現行			変更後			
名称	4歳児	5歳児	名称	3歳児	4歳児	5歳児
茨木幼稚園	70人	70人	認定こども園茨木幼稚園	25人	35人	35人
福井幼稚園	35人	35人	認定こども園福井幼稚園	25人	変更なし	変更なし
西 幼稚園	70人	105人	認定こども園西 幼稚園	25人	変更なし	70人
太田幼稚園	70人	105人	認定こども園太田幼稚園	25人	35人	35人
水尾幼稚園	105人	140人	認定こども園水尾幼稚園	25人	70人	70人
北辰幼稚園	20人	20人	北辰幼稚園	—	変更なし	変更なし
北 幼稚園	35人	35人	北 幼稚園	—	変更なし	変更なし
天王幼稚園	105人	140人	天王幼稚園	—	70人	70人
玉島幼稚園	70人	105人	玉島幼稚園	—	変更なし	70人
沢池幼稚園	70人	105人	沢池幼稚園	—	変更なし	70人
東雲幼稚園	70人	70人	東雲幼稚園	—	変更なし	変更なし
郡 幼稚園	35人	35人	郡 幼稚園	—	変更なし	変更なし
庄栄幼稚園	35人	70人	庄栄幼稚園	—	変更なし	変更なし

3 保育時間及び休業日(2号認定)(※1)

認定こども園で新たに受け入れる2号認定子どもの保育時間及び休業日を規定

(保育時間)

◎保育標準時間認定

7時30分から18時30分の間で必要な時間



◎保育短時間認定

8時30分から16時30分の間で必要な時間



(休業日)

日曜日・祝日・12月29日から翌年1月3日

[参考]

1号認定子どもの保育時間及び休業日(通常の教育部分利用園児)

(保育時間)

月・火・木・金 9時から14時

水及び短縮保育日 9時から11時30分

(休業日)

土曜日・日曜日・祝日・創立記念日・春季休業・夏季休業・冬季休業

4 預かり保育について(1号認定)(※1・2)

預かり保育については、現在、茨木・西・天王・東雲幼稚園で拡充モデル事業として実施しているが、平成29年度から認定こども園の事業として本格実施。

なお、認定こども園以外の天王・東雲については、平成29年度末まで経過措置として預かり保育拡充モデルを実施。実施時間及び料金については、現行と変更なし。

◎認定こども園で実施する預かり保育<拡充モデル事業から移行>

実施日	実施時間	保育料
月・火・木・金曜日	14時から16時	400円
	14時から17時	500円
	14時から18時	600円
	8時から9時及び 14時から18時	700円
水曜日	11時30分から17時	700円
	11時30分から18時	800円
	8時から9時及び 11時30分から18時	900円
長期休業日	8時から13時	700円
	13時から18時	700円
	8時から18時	1,200円
全実施日		月額 10,000円

◎認定こども園以外で実施する預かり保育

実施日	実施時間	保育料
月・火・木・金曜日	14時から16時	400円
	14時から17時	500円

5 延長保育の実施(2号認定)(※1・2)

認定こども園に在園する2号認定子どもを対象に、保育時間前後の延長保育を実施
実施時間及び料金は下記のとおり

①標準

時間	月額	日額
7時～7時30分	2,500円	300円
18時30分～19時	2,500円	300円
上記の両方	5,000円	600円

②短時間

時間	月額	日額
7時～8時30分	2,500円	300円
16時30分～19時	2,500円	300円
上記の両方	5,000円	600円

※上表の料金は、30分利用ごとの料金

6 給食及び間食の実施について(※2)

認定こども園では、在園するすべての子どもに給食を提供。また、預かり保育の月額利用者を対象に間食を提供。(ただし、茨木・西幼稚園については、開園当初は自園での給食の調理設備が整っていないため、2号認定子どものみが対象)

(1号認定子ども)

給食費	(1食)205円
間食費	(1食)154円

(2号認定子ども)

主食費	(月額)1,000円
-----	------------

7 日額の区分(日々利用)による延長保育料、給食費及び間食費、預かり保育料の納期について(※2)

通常	翌月15日
日額の区分による延長保育料、給食費及び間食費	
毎月 1日～15日の利用分	翌月15日
毎月16日～末日の利用分	翌々月15日
預かり保育料	利用日まで

8 入園募集について(※1)

(1号認定子ども)

10月に一斉受付。定員を超えた場合は抽選。ただし、認定こども園の5歳児は、一斉受付を行わず、定員に空きがある場合のみ募集。

(2号認定子ども)

保育所等入所申込みに合わせて受付。2号認定子どもの定員は各歳児8人。
(なお、平成29年度の募集は進級児がいることから3歳児・4歳児のみ)

市道総持寺駅前線道路改良工事(その2)

工事概要

施工延長 L=460m

道路土工	一式	舗装工	一式
排水工	一式	防護柵工	一式
縁石工	一式	構造物撤去工	一式
函渠工	一式	区画線工	一式

位置図

